

世帯全体の収入の総額（障害をもっている人の収入を含む。）（平成13年）

		50万円未満	50万円以上 ～100万円 円未満	100万円以上 ～150万円 円未満	150万円以上 ～200万円 円未満	200万円以上 ～250万円 円未満	250万円以上 ～300万円 円未満	300万円以上 ～350万円 円未満	350万円以上 ～400万円 円未満	450万円以上 ～500万円 円未満	500万円以上 ～550万円 円未満	550万円以上 ～600万円 円未満
生活保護受給者	人数	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0%	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
低収入・生活保護なし	人数	4	1	1	3	4	6	5	2	1	0	1
	%	12.5%	3.1%	3.1%	9.4%	12.5%	18.8%	15.6%	6.3%	3.1%	0.0%	3.1%
高収入・生活保護なし	人数	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%
合計	人数	4	2	3	5	4	6	7	2	3	2	1
	%	7.8%	3.9%	5.9%	9.8%	7.8%	11.8%	13.7%	3.9%	5.9%	3.9%	2.0%

		600万円以上 ～650万円 円未満	650万円以上 ～700万円 円未満	700万円以上 ～750万円 円未満	800万円以上 ～850万円 円未満	850万円以上 ～900万円 円未満	950万円以上 ～1000万円 円未満	1000万円 以上	合計
生活保護受給者	人数	0	0	0	0	0	0	0	5
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
低収入・生活保護なし	人数	1	0	0	1	0	0	2	32
	%	3.1%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	6.3%	100.0%
高収入・生活保護なし	人数	0	1	1	0	1	1	4	14
	%	0.0%	7.1%	7.1%	0.0%	7.1%	7.1%	28.6%	100.0%
合計	人数	1	1	1	1	1	1	6	51
	%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	11.8%	100.0%

問27 世帯全体での過去3年間の1月ごとの生活費支出

平成11年（家賃を除く）

	5万円未満	5万円以上 ～6万円未 満	6万円以上 ～7万円未 満	7万円以上 ～8万円未 満	8万円以上 ～9万円未 満	9万円以上 ～10万円 未満	10万円以 上～11万 円未満	11万円以 上～12万 円未満	12万円以 上～13万 円未満	14万円以 上～15万 円未満	15万円以 上～16万 円未満
生活保護受給者	2	0	1	0	0	1	2	1	0	0	0
	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
低収入・生活保護なし	6	4	1	6	1	2	2	1	1	2	0
	14.6%	9.8%	2.4%	14.6%	2.4%	4.9%	4.9%	2.4%	2.4%	4.9%	0.0%
高収入・生活保護なし	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	6.7%	13.3%
合計	8	4	2	6	2	4	4	3	1	3	2
	12.5%	6.3%	3.1%	9.4%	3.1%	6.3%	6.3%	4.7%	1.6%	4.7%	3.1%

	16万円以 上～17万 円未満	19万円以 上～20万 円未満	20万円以 上～25万 円未満	25万円以 上～30万 円未満	35万円以 上～40万 円未満	40万円以 上～50万 円未満	50万円以 上	合計
生活保護受給者	1	0	0	0	0	0	0	8
	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
低収入・生活保護なし	0	1	7	2	1	2	2	41
	0.0%	2.4%	17.1%	4.9%	2.4%	4.9%	4.9%	100.0%
高収入・生活保護なし	0	1	2	5	1	0	0	15
	0.0%	6.7%	13.3%	33.3%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	1	2	9	7	2	2	2	64
	1.6%	3.1%	14.1%	10.9%	3.1%	3.1%	3.1%	100.0%

平成12年（家賃を除く）

		5万円未満	5万円以上 ～6万円未 満	6万円以上 ～7万円未 満	7万円以上 ～8万円未 満	8万円以上 ～9万円未 満	9万円以上 ～10万円未 満	10万円以上 ～11万円未 満	11万円以上 ～12万円未 満	12万円以上 ～13万円未 満	14万円以上 ～15万円未 満	15万円以上 ～16万円未 満
生活保護受給者	人数	2	0	1	0	0	1	2	1	0	0	0
	%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
低収入・生活保護なし	人数	5	1	4	4	2	3	1	1	2	2	0
	%	12.2%	2.4%	9.8%	9.8%	4.9%	7.3%	2.4%	2.4%	4.9%	4.9%	0.0%
高収入・生活保護なし	人数	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	6.7%
合計	人数	7	1	5	4	3	5	3	3	2	3	1
	%	10.9%	1.6%	7.8%	6.3%	4.7%	7.8%	4.7%	4.7%	3.1%	4.7%	1.6%

		16万円以上 ～17万円未 満	19万円以上 ～20万円未 満	20万円以上 ～25万円未 満	25万円以上 ～30万円未 満	35万円以上 ～40万円未 満	40万円以上 ～50万円未 満	50万円以上	合計
生活保護受給者	人数	1	0	0	0	0	0	0	8
	%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
低収入・生活保護なし	人数	0	2	7	2	1	2	2	41
	%	0.0%	4.9%	17.1%	4.9%	2.4%	4.9%	4.9%	100.0%
高収入・生活保護なし	人数	1	0	3	5	1	0	0	15
	%	6.7%	0.0%	20.0%	33.3%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	人数	2	2	10	7	2	2	2	64
	%	3.1%	3.1%	15.6%	10.9%	3.1%	3.1%	3.1%	100.0%

平成13年（家賃を除く）

		5万円未満	5万円以上 ～6万円未 満	6万円以上 ～7万円未 満	7万円以上 ～8万円未 満	8万円以上 ～9万円未 満	9万円以上 ～10万円 未満	10万円以 上～11万 円未満	11万円以 上～12万 円未満	12万円以 上～13万 円未満	14万円以 上～15万 円未満	15万円以 上～16万 円未満
生活保護受給者	人数	1	1	1	1	0	1	2	1	0	0	0
	%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	0.0%	12.5%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
低収入・生活保護なし	人数	7	1	2	6	1	4	1	1	2	3	0
	%	16.7%	2.4%	4.8%	14.3%	2.4%	9.5%	2.4%	2.4%	4.8%	7.1%	0.0%
高収入・生活保護なし	人数	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	6.7%	6.7%
合計	人数	8	1	3	7	2	6	3	3	2	4	1
	%	12.3%	1.5%	4.6%	10.8%	3.1%	9.2%	4.6%	4.6%	3.1%	6.2%	1.5%

		16万円以 上～17万 円未満	17万円以 上～18万 円未満	19万円以 上～20万 円未満	20万円以 上～25万 円未満	25万円以 上～30万 円未満	35万円以 上～40万 円未満	40万円以 上～50万 円未満	50万円以 上	合計
生活保護受給者	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	8
	%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
低収入・生活保護なし	人数	0	0	1	5	3	1	2	2	42
	%	0.0%	0.0%	2.4%	11.9%	7.1%	2.4%	4.8%	4.8%	100.0%
高収入・生活保護なし	人数	0	1	0	3	5	1	0	0	15
	%	0.0%	6.7%	0.0%	20.0%	33.3%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	人数	1	1	1	8	8	2	2	2	65
	%	1.5%	1.5%	1.5%	12.3%	12.3%	3.1%	3.1%	3.1%	100.0%

問29 現在の年金受給状況のクロス表

	年金受給 受給して いない		合計
	人数	%	
生活保護受給者	10	100.0%	10
低収入・生活保護なし	51	100.0%	51
高収入・生活保護なし	17	100.0%	17
合計	78	100.0%	78

以下、問34まで、問29で「受給していない」と回答した人への設問
問30 年金を受給していないの理由のクロス表

	年金の障害等級に該 当しなかった		学生期間中に障害が 発症したが、年金に 任意加入していないな かった		配偶者が被用者年金 の被保険者であった ときに障害が発生し たが、年金に任意加 入していないかった		海外居住期間中に 障害が発生した		昭和57年1月までに 障害が発生し、そ の時外国籍であっ た		保険料を納めていな かった、あるいは納 める期間が足りな かった	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
生活保護受給者	3	30.0%	2	20.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	50.0%
低収入・生活保護なし	5	10.0%	15	30.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	21	42.0%
高収入・生活保護なし	3	17.6%	4	23.5%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	3	17.6%

	年金に加入しなけれ ばならなかったが、 その手続きをしてい なかった		その他		対象人数
	人数	%	人数	%	
生活保護受給者	2	20.0%	0	0.0%	10
低収入・生活保護なし	6	12.0%	5	10.0%	50
高収入・生活保護なし	5	29.4%	6	35.3%	17

問31 社会保険庁への申請のクロス表

	年金受給について社会保険庁へ申請したかどうか		合計
	申請をした	申請をしていない	
生活保護受給者	人数 5	4	9
	% 55.6%	44.4%	100.0%
低収入・生活保護なし	人数 23	22	45
	% 51.1%	48.9%	100.0%
高収入・生活保護なし	人数 7	9	16
	% 43.8%	56.3%	100.0%
合計	人数 35	35	70
	% 50.0%	50.0%	100.0%

問32 社会保険庁への申請が却下された理由のクロス表

	申請が却下された理由			合計
	障害等級に該当しなかった	問30の2～7の理由に該当した	その他	
生活保護受給者	人数 1	4	0	5
	% 20.0%	80.0%	0.0%	100.0%
低収入・生活保護なし	人数 2	17	1	20
	% 10.0%	85.0%	5.0%	100.0%
高収入・生活保護なし	人数 1	5	1	7
	% 14.3%	71.4%	14.3%	100.0%
合計	人数 4	26	2	32
	% 12.5%	81.3%	6.3%	100.0%

問33 社会保険庁へ申請をしなかった理由のクロス表

	申請しなかった理由				合計
	年金の手続きを知らなかった	障害等級にしていなかった	加入していなかった	その他	
生活保護受給者	人数 1	2	0	1	4
	% 25.0%	50.0%	0.0%	25.0%	100.0%
低収入・生活保護なし	人数 2	2	13	3	20
	% 10.0%	10.0%	65.0%	15.0%	100.0%
高収入・生活保護なし	人数 2	2	3	1	8
	% 25.0%	25.0%	37.5%	12.5%	100.0%
合計	人数 5	6	16	5	32
	% 15.6%	18.8%	50.0%	15.6%	100.0%

問34 手当の有無のクロス表

	特別障害者手当	福祉手当	地方自治体による手当等		平均年間金額
			その他	うけていない	
生活保護受給者	3	5	0	2	8
	37.5%	62.5%	0.0%	25.0%	13.26
低収入・生活保護なし	16	6	2	14	45
	35.6%	13.3%	4.4%	31.1%	21.72
高収入・生活保護なし	4	4	0	6	17
	23.5%	23.5%	0.0%	35.3%	22.40

自由記述の具体例

※ 回答者が記入したとおりに記載(ただし、市・区特定の名称については修正)

問13 現在の不安や悩み・その他

年金等について

年金少ないだけで食べて生活出来ない
もう少し年金がもらえるなら
無年金
障害年金を受給していないため収入がないこと
初診時年金滞納のため現在受給できていない
無年金者なので将来の生活に不安
収入源がないため 無念金
無念金なのでもらえればと・・・。
金額が少ない
さがる
もらい続けることができるのか
止められた
減額が不安
無年金
同封の手紙の理由で無年金者で収入が0です。
年金が欲しい
2ヶ月に1回の支給じゃ金額が少ない
将来の年金支給や制度
障害基礎年金等、減額等のうわさを(計画があること)うわさを知人からきいた。

減らされる噂のあること
2級だと安くて自立できない
4月から減らされると聞いた
もらっていない為将来不安
年金が少ないため、将来が不安
障害年金について
つづけてもらえるのか
減額されやしないか
障害年金だけでは生活出来ない
年金支給額の減少が予測される為
支給金額(月10万は)を保障してほしい。
いつまで年金がうけられるか不安である
額が少なく、両親が亡くなった後の経済的不安
基礎年金受給が止まりそう
年金の先行
将来どの位もらえ、2人で社会に頼らずやっていけるのか
年金だけでは生活できない
減額になると苦しくなる
今さわがれている年金カットは大変に困ります。現状いじがやっどです。
国家にとっては収入源の若人の減少・支出者の増加、財政難のおり、年額数パーセントカット！政作は上向くかも、でも、若い世代はふえない。年金はほんとに続けていけるのでしょうか？

健康や障害について

現在入院中、就労が不能の場合
勤めに出られるような足の状態ではないため
歩道の車椅子での移動
体力低下
視力の変動
福祉サービス
外出時ガイドヘルパー代やその他の事で、ガイド料等大変です。
配偶者が病気とけがをした場合、入院とかで家にいないとこまると思うので、1時的にあずかってくれる場所があればと思います。(例えば、ショートステイに受け入れてほしい)

年々障害が進行していく事→悪くなる
親以外に急に助けが必要になった時
幼い子がいるのもっとユウグウしてほしい
親の介護
病気のことで不安
今後障害が進み、一人になった時のこと。
家族が病気になったら1人で暮らしていけるか不安。今の住宅はバリアフリー対応ではなく、バリアフリーだったら1人で暮らしていけると思うが、そういう住宅の情報はおおよけになっていないのが不満でもある。1人暮らしが出来るバリアフリー住宅が少なすぎるのかもしれないが・・・。

就業や所得等の経済的基盤について

仕事の量が多い
少しばかりの貯蓄で
リストラ
将来の所得の保障について
収入がない
給料が少ない
職場の環境がよくない
現在パート扱いで正社員になれるかどうか心配です。
働く所がないから、生活をしていけない。今家族が居るが1人になった時の事を考えると不安になる。

会社をクビになる!!
本当にやりたい仕事が無いこと
勤め先が破たんして再就職のあてがない
将来生活するための保障
生活費がひどい
この先の就業
最低生活を保償する職場もなく真綿で首をしめている状態
現在の仕事がいつ位まで続けられるのか。収入との関係も
親の世話をだんだん私がみなくてはいけなくなって来ている。障害のい持のためリハビリを受けているが、今年度から回数制限なし、冬のいじが今むずかしい。仕事をやっていけなくなるのではと不安。

その他

しょうらい一人になった時
家の増改築
恋愛
結婚したい
結婚後の生活
配偶者がいないため話あいてがない。
人との接触少ないため(?)ゆううつ
自分はあまり喋らないこと
支援費支給制度の動向
子供との関係
老後のこと。マイホームのこと。

情報が遅れてくる→家の前の工事とか
世間、先不安が多い
戦争や情勢不安による混乱
これからどうなるか不安
生活が安定していない。(経済的でなく)
子どもの養育費
何かやりたい
将来世話をしてくれる人がいない
生命保険に入れない
死にかた
両親が何かあった時にその後僕はどのように生きていけばよいのか

問21 就業状況(問20で世帯の生計中心者が「障害者本人」と回答した人への設問):その他

会社員	嘱託社員 月収169千円
原稿料 50~60万	NPO代表
	不動産収入 年収1,000万円

問22 就業状況(問20で世帯の生計中心者が「障害者本人」以外と回答した人への質問):その他

会社員	アルバイト
通所授産施設	パートで働き、小遣い程度の収入を得ている。
シルバー人材センター	マンション収入
	家賃収入

問23 月々の経済的基盤の維持方法(複数回答):その他

年金等

年金
障害基礎年金
共済、厚生年金
年金申請中

親の年金
本人と妻との年金で生活している
年金生活、夫の
足りない分は年金でおぎなう

その他

家計の最低縮小により維持
預・貯金取りくずし
財産による

自分の収入など
七宝焼の収入
遺産

問24 サポートする家族等がいなくなった場合の経済的基盤の維持方法についての考え方(複数回答)(問23で「家族等のサポートにより維持している」と回答した人への設問):その他

就業等

自営する
働きたいのが一番
療養所に入院させて頂きたい
現在就業している+年金

今パートで働いているのでそれを
勤務年数が少ない為不明
自分の収入で
七宝焼の収入

その他

家賃収入
恩給
年金だけの生活

土地売却を考えている
精神障害のため、何事も社会のことわからない
わからない
その時点で考へる

問30 年金を受給していない理由(複数回答):その他

払い込みをしなければならない時期に発病した
年金を受給できることを知らなかった。
収入オーバー
年金制度自体わからない
K.Kではたらいていた。10年ほどはたらいていたが、くみあいほけんでしゃかいほけんにかにゆうしてなかった
(23才)平成7年に発病。申請は8年。はたちからの3年間は年金に加入しておらず、(学生は21才のときまで)障害年金はもらえず現在に至る。

受傷した日からさかのぼり10ヶ月間連続しておさめていなければいけないという規定があり、転職の為1ヶ月おさめていなかったので年金はいただけないとの事
20才を過ぎてはいたものの、加入して保険料を支払っていなかった。20~23才事故までの間学生であった。
父の仕事が国営から民間になり、父自体も職場が変わる事になり、その数日間、年金加入を怠ったため
退職した後に障害者になったが、退職後すぐ親の健康保険加入できたため、国民年金への加入を知らなかったし、又市役所、保険庁からの連絡もなく、発症時に年金に加入していないということで、受給できないでいる。空期間になった時、連絡があればと悔いてならない。又、期間がすぎても支払いする救済措置等あればと願うのみである。(7を選択したのち、記載あり)

問32 社会保険庁への申請が却下された理由(問31で「申請をした」と回答した人への設問):その他

加入期間	書類の不備
収入オーバー	前例なしとの理由

問33 社会保険庁へ申請をしなかった理由(問31で「申請をしていない」と回答した人への設問):その他

加入の手続きをしていなかった	区役所の係に受給出来ぬ旨の通知を受けた
方法を知らない	役所で無理だと言われたから
生活保護のため	社会に甘えたくない

問34 手当の有無(複数回答)(問29で「年金を受給していない」と回答した人への設問):その他

市福祉手当	タクシー券
重度身心障害者福祉手当	県住宅障害者手当、市住宅障害者手当
重度特別障害者手当	障害住宅手当
難病手当	医療費ほじよ、障害者手当
児童手当、児童扶養手当	身体障害者見舞金
亡くなった母が入っていた中小企業共済 平成14年より	自動車事故対策センター介護料

問36 現在受給している年金の種類(複数回答)(問29で「年金を受給している」と回答した人への設問):その他

労災	恩給
	企業年金

問40 手当の有無(複数回答)(問29で「年金を受給している」と回答した人への設問):その他

区福祉手当	タクシー券
区身障者福祉手当	県住宅障害者手当、市住宅障害者手当
市障害者手当	医療
在宅重度心身障害者手当	オムツ手当。交通手当。難病手当。
特定疾患手当・難病手当	介護料(自動車事故)
児童福祉手当	リハビリ協会

身体障害者福祉法障害程度と国民年金及び厚生年金保険法障害程度との比較

障害基礎年金及び障害厚生年金 1 級

障害基礎年金及び障害厚生年金 2 級

障害厚生年金 3 級

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害			肢体不自由				心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害					
		聴覚障害	平衡機能障害	聴覚又はしゃく機能の障害	上肢	下肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1 級	両眼の視力(万国式試験力表によつて測つたもの)をい、屈折異常のある眼について矯正力に於いて測つたものをいう。)の和が0.01以下のもの			音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手腕関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保持することが困難なもの 2. 体感の機能障害により互換上が互換なものが困難なもの	不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
2 級	両眼の視力がそれぞれ0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について両眼による損失が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全う)			1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を肘関節以上で欠くもの 3. 上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 両下肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 上肢の機能を全廃したもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保持することが困難なもの 2. 体感の機能障害により互換上が互換なものが困難なもの	不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が制限されるもの	心臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	

級別	視覚障害		聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害		肢体不自由			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害						
	視覚障害	聴覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
3級	1. 両眼の視力の和が0.05以下0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失感が90パーセント以上のもの	両耳の聴力がそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に挿しなげれば大声を耳解し得ないもの）	両耳の聴力がそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に挿しなげれば大声を耳解し得ないもの）	平衡機能の程度で著しい障害	音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害	1. 両上肢のおよび指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおよび指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 1上肢の上肢の著しい障害 4. 1上肢のすべての指を欠くもの 5. 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のシヨパー関節以上で欠くもの 2. 1下肢または2分の1以上で欠くもの 3. 1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なものの	不随意運動・歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

級別	視覚障害 1. 両眼の視力 のいずれかが0.05 以下であるもの 2. 両眼による 視野の2分の1 以上が欠けて いるもの	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそ しゃく機能の 障害	肢体不自由			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の 機能障害							
		聴覚障害	平衡機能障害	音声機能又はそ しゃく機能の 障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	心臓機能 障害	じん臓機能 障害	呼吸器機能障 害	ぼうこう又は 直腸の機能障 害	小腸機能 障害	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫機能障 害
5級					1. 両上肢のお よび手の著しい 障害 2. 1上肢の肩 関節、肘関節の 又は手関節の うち、いずれ か1関節の機能 の著しい障害 3. 1上肢のお よび指を欠くも の 4. 1上肢のお よび指の機能を 全廃したもの 5. 1上肢のお よび指及びひと さし指の機能 の著しい障害 6. および指又は ひとさし指を 含めて1上肢の 3指の機能の著 しい障害	1. 1下肢の股 関節又は膝関 節の機能の著 しい障害 2. 1下肢の足 関節の機能を 全廃したもの 3. 1下肢が健 側に比して5セ ンチメートル 以上又は健側 の長さの15分 の1以上短いも の	体幹の機能の 著しい障害 ↑ 3級?	不随意運動・失 調等による上肢 の機能障害によ り日常生活活動 に支障があるも の	不随意運動・ 失調等により 社会での日常 生活活動に支 障のあるもの						

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	心臓機能障害		じん臓機能障害		呼吸器機能障害		ぼうこう又は直腸の機能障害		小腸機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		体幹		下肢		上肢		上肢機能		移動機能				
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能、言語機能又は聴覚機能の障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	移動機能	上肢機能	移動機能	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
視覚障害	1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの で、両眼の視力の和が0.2を越えるもの		1. 両耳の聴力（平均値）が500ヘルツ以上の周波数帯域において、両方の耳で平均値が20デシベル以下でないもの 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳聴力レベルが50デシベル以上のもの		1. 1上肢のおよび手の機能の著しい障害 2. ひとつさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3. ひとつさし指を含めて1上肢の2指の機能を全喪したものの	1. 下肢の骨盤の関節の機能の著しい障害 2. 1下肢の足関節の機能を著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢機能	移動機能	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
6級															

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害	肢体不自由				心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	上肢機能による運動機能障害	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
7級					<p>1. 1上肢の機能の軽度のおおむねの障害</p> <p>2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害</p> <p>3. 1上肢の手指の機能の軽度の障害</p> <p>4. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害</p> <p>5. 1上肢のなにか指、くすり指及び小指を欠くもの</p> <p>6. 1上肢のなにか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの</p>	<p>1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</p> <p>2. 1下肢の機能の軽度の障害</p> <p>3. 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害</p> <p>4. 1下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5. 1下肢のすべての指の機能を全廃したものの</p> <p>6. 1下肢が健側に比して3センチメートル以上の短縮の長さの20分の1以上短いもの</p>		<p>上肢に不随意運動・失調等をもつもの</p>							

備考	<p>1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。</p> <p>2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の等級の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p> <p>注：障害基礎年金2級に該当すると思われが未確認。</p>
----	--

※ 障害基礎年金の支給対象範囲を定める国民年金法施行令別表においては、以下のとおり定められており、上表中に示した範囲外であっても、障害基礎年金の支給対象として認定されることがあり得る。

障害基礎年金・障害厚生年金1級

番号	障害の程度
1～8	略
9	全各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が全各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、全各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が全各号と同程度と認められる程度のもの

障害基礎年金・障害厚生年金2級

番号	障害の程度
1～8	略
9	全各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が全各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
10	精神の障害であって、全各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が全各号と同程度と認められる程度のもの

障害厚生年金3級

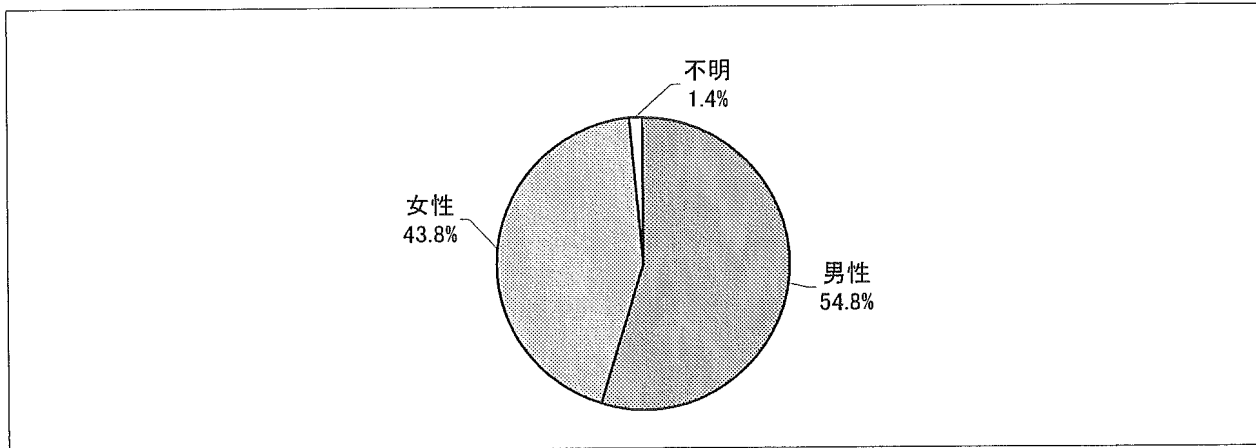
番号	障害の程度
1～11	略
12	全各号に掲げるもののほか、身体の機能に著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることの障害を残すもの
13	精神または神経系統に労働に著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病がなおらないで、身体の機能、または精神、若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

一般的なデータ

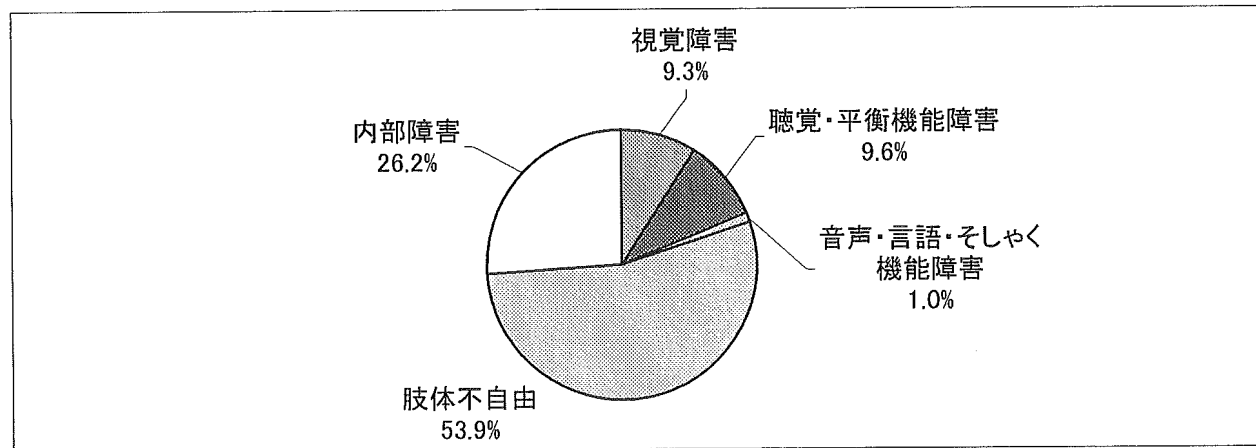
本調査では、年金未受給者が中心となるような対象者を選び、分析を行ったが、参考資料として障害者に関するデータ、および一般的な経済データ等を記載する。

I 障害者に関するデータについて

① 性別



② 障害の種類

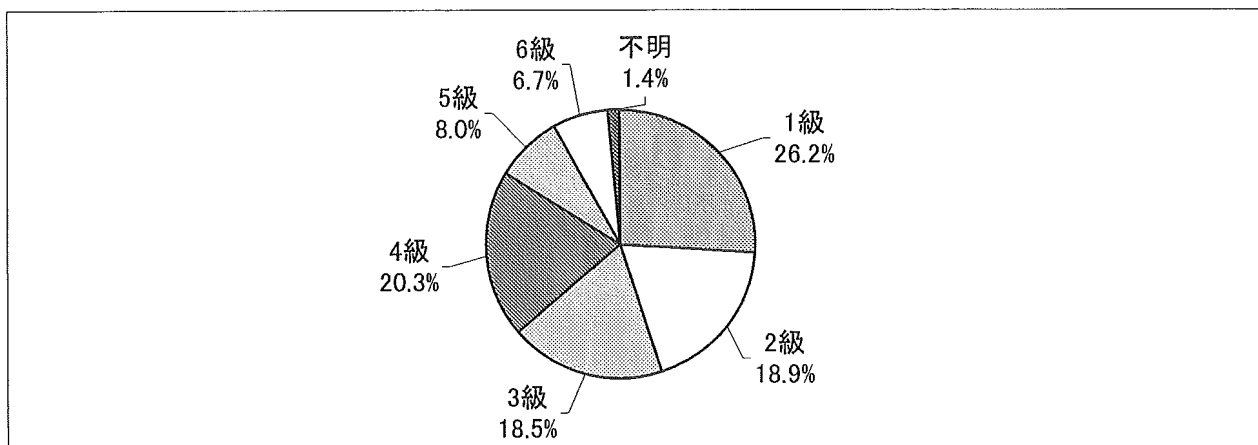


①、②とも、下記表をもとに作成

	総数	男性	女性	不明
総数	3,245,000	1,779,000	1,423,000	44,000
視覚障害	301,000	154,000	142,000	5,000
聴覚・平衡機能障害	312,000	138,000	169,000	5,000
音声・言語・そしゃく機能障害	34,000	26,000	6,000	1,000
肢体不自由	1,749,000	940,000	787,000	22,000
内部障害	849,000	521,000	318,000	11,000

(出所)厚生労働省ホームページ「平成13年度障害児・者実態調査結果」をもとに作成

③ 障害者手帳の等級の割合



(注) 下記表をもとに作成

総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
3,245,000	850,000	614,000	602,000	660,000	260,000	216,000	45,000

(出所) 厚生労働省ホームページ「平成13年度障害児・者実態調査結果」をもとに作成